

## 寛文5年における江戸幕府の陸上交通政策

橋 敏 夫

### はじめに

寛文5年(1665)に江戸幕府が実施した大規模な助郷実態調査に着目し、その意義を明らかにしたのは平川新氏であった<sup>(1)</sup>。この調査について平川氏は、中山道と美濃路における実施が確認できるだけとしながら、幕府が宿駅と助馬村・助郷の現状を把握するとともに、宿近在2里四方の村々を幕府領・私領の別なく書き上げさせ、前年の寛文4年に展開した幕府領宿駅における私領組み込み助郷を加速するための政策であったと指摘した。

平川氏の主張は現在でも有効であるが、実態調査が中山道・美濃路においてだけ確認できる理由や、道中奉行が調査の主体であるにしても、現地における調査者がその下僚であったか等の点につき、いまだ未解明の部分が残されている。

調査との関連では、万治2年(1659)に幕府の職制のなかに設置された道中奉行について次のような問題もある。すなわち、初めて任じられた高木守久について、『柳営補任』の大目付の項には以下のような経歴が記されている<sup>(2)</sup>。

万治二亥七月十九日禁裏附ヨリ、道中奉行兼  
寛文五巳七月木曾路道中兼  
延宝四辰十月十一日御役御免

高木伊勢守  
〔守久〕(原註)  
久 延

これをそのまま採用すれば、寛文5年7月以前の中山道は道中奉行の管轄下になかったことになる。

中山道御嵩宿の『御条目書』にある寛文2年正月9日付の人馬賃銭改定指令書は、勘定奉行の岡田義政と伊丹勝長、同年6月25日付の二条・大坂番衆通行時の助馬出役令は、老中の稲葉正則と阿部忠秋、同5年2月18日付の日光法会にとまなう公家・門跡衆通行準備令は、稲葉と阿部に老中久世広之が加わった3名、同年10月28日の人馬賃銭2割増・宿泊代増銭改定指令書は、道中奉行高木守久と勘定奉行の妻木頼熊・岡田義政がそれぞれ署名している<sup>(3)</sup>。

『柳営補任』の編者が寛文5年7月に中山道が道中奉行支配下になったと判断した根拠については不明であるが<sup>(4)</sup>、上記のようにこの時期を前後して中山道宛の一部の発令に道中奉行が加わることは確かである。この点に着目すれば、『柳営補任』の記載も頷けるのである。

一方、4代将軍家綱治世期まで側衆に付属していた国目付の活動について検討した深井雅海「江戸幕府初期の側衆について」によれば、国目付が極めて広範に陸上交通行政に関わっていたことが判明した<sup>(5)</sup>。

交通史研究者の間では、万治3年11月に国廻り役の落合正秋と下枝正忠が、のちに万治金と呼ばれる宿助成金を下付するために街道筋を巡回したことは周知のことに属するであろう<sup>(6)</sup>。史料上に微妙な違いをもって表記される

役職名をどのように調整するかはひとまずおき、国廻り役と国目付は同一のものである。深井氏が明らかにした国目付と陸上交通行政との関連を意識した交通史研究者側からの検討はまだ現れていないようである。

さらに広く寛文5年前後の幕府政治の動向を確認すれば、いわゆる「寛文印知」は寛文4年に諸大名、同5年に公家・寺社に対して4代將軍家綱の領知判物と同朱印状を一斉に発給した。また寛文5年は証人の制度を停止したり、諸宗寺院法度や諸社禰宜・神主法度を発布したりする等、家綱政権の重要政策が次々に実行された年でもある。

特に「寛文印知」については、大名領知権が將軍の全国支配権に完全に包含されたという北島正元氏の指摘がある<sup>(7)</sup>。平川氏の指摘した幕府領宿駅に対する私領組み込み助郷という幕府の陸上交通政策は、こうした北島氏の指摘に合致する。それは、幕府の意のままに助馬村・助郷を設定するという事は、將軍の全国支配権が確固たるものであるという背景が必然であるからである。寛文5年の実態調査は、上記のような論理から重要な意味を有していたのである。

そこで小稿では、深井雅海氏の研究成果を取り入れたうえで、平川新氏が明らかにした助郷実態調査を再確認し、寛文5年の陸上交通行政の全体像を把握することを目的とした。その際、中山道についてすべての宿を対象とすることは、筆者の能力を超える。美濃国を中心に、その両隣である近江・信濃両国所在の宿々を主な対象としたことをはじめにお断りしたい。

## 1 東海道

寛文5年(1665)6月、東海道56か宿の間屋一同は道中奉行に対し、人馬賃銭の値上げを依頼した。『浜松宿御役町由来記』には次のようにある<sup>(8)</sup>。

一万治元戌年御条目之表、宿賃薪代壺人二

付六文、馬ニ八十文ニ御定被下置候、同三子年東海道五拾六繼御高札相立、駄賃錢壺里十文増、人足賃五文増御定被下置、御法度御仕置被為仰付候ニ付、諸事順途ニ相成、猶亦同年霜月、御金三百兩拝借被為仰付難有奉存候処、其後増賃被召上、米穀次第ニ高直ニ相成、夫食・飼料一ヶ日之入用駄賃錢より差引候へハ、過分之損料相立、其上往来御用繁、御通行之御方様次第ニ御権威甚敷、商人荷物武家ニまかい、將亦御朱印通人馬多、二条御番衆様并諸御大名・諸御家中共ニ一度ニ折重り御通行被為成候ニ付、百姓耕作之障多、旁難渋仕候ニ付、寛文五年巳六月道中五拾六繼之間屋共一統右之趣を以道中御奉行所様へ御訴訟申上候処、同年人馬賃錢御増被下置候(後略)

少し時期を遡り、万治元年(1658)以降の様子を含む引用を行った。上記には触れられていないが、道中奉行は万治2年7月に大目付高木守久が兼帯することで創設された。万治年間には宿泊代の設定や人馬賃銭増銭、のちに万治金と呼ばれることになる拝借金の下付があり、浜松宿では比較的問題が少なかったようである。しかし増銭の終了後、米価が次第に上昇し、馬方の夫食代を含む馬飼料が賃銭を上回り、経費倒れを現出するようになったこと、公用通行者の横暴やその数そのものが短期間に集中して農作業を阻害することが、訴願の理由であると述べている。

『民間省要』のなかにある「保土ヶ谷古来より御証文写并書留共」によれば、訴願の結果、人馬賃銭が2割増となるとともに宿泊代が増額され、問屋扶持米の給付がはじまった<sup>(9)</sup>。

(前略)

一寛文五巳六月道中五十六次問屋共、江戸相詰御訴訟仕、駄賃二わりまし、問屋御扶持被下、添札御立被成候、薪錢迄御定被成候、原田小左衛門殿(石)・堀又右衛門殿(長頼)被仰渡候、又京都町御奉行宮崎七郎

(右) (政康) 左衛門殿・雨宮権左衛門殿御登之節被  
仰渡候 (後略)

『寛政重修諸家譜』によれば、原田正之と堀長頼は国廻り役であり<sup>(10)</sup>、『民間省要』の記事は、『厳有院殿御実紀』の寛文5年10月10日条にある「品川駅より大津まで人馬賃増加の高札建改るにて。国廻目付いとま下さる」に対応する<sup>(11)</sup>。すなわち、国廻り役が東海道の添高札を配布したのである。

『浜松宿御役町由来記』による値上げ後の人馬賃銭は、舞坂宿まで本馬83文・軽尻54文、見付宿まで本馬151文・軽尻104文であった<sup>(12)</sup>。また宿泊代は5文の増銭が実施されたようである<sup>(13)</sup>。

一方、問屋扶持米の給付については、宮崎政康と雨宮正種が担当した。ただこの兩名については『寛政重修諸家譜』には、ともに寛文5年8月6日に伏見奉行となり、同8年7月13日から京都町奉行を兼ねたとあるから<sup>(14)</sup>、『民間省要』の記事は役職については混乱がある。

ただ池鯉鮒宿の本陣宿帳には、寛文5年10月11日「宮崎七郎<sup>(右)</sup>左衛門様 御休」とあり<sup>(15)</sup>、この時期に宮崎が東海道を利用したことは確実である。これが問屋扶持米の給付に関係があるのであろう。

実際の手続きは、給付対象の宿場名を記した寛文5年10月15日付の道中奉行と勘定奉行の連署証文を各地の幕府代官に発給する方法が採用された。駿河国所在の4か宿については、駿河代官井出正祇が担当した<sup>(16)</sup>。

覚

駿州 蒲原  
同 油井  
同 岡部  
同 藤枝

右四宿、公儀御用相違候問屋・肝煎中江、一宿二付八木七石宛、当巳年より毎年被下候間、其方代官所方相渡、手形取之、勘定ニ可被相立候、以上、

十月十五日

(道中奉行、高木守久)  
高 伊勢守印  
(勘定奉行、妻木頼熊)  
妻 彦右衛門印  
(同、岡田義政)  
岡 豊前守印

(駿河代官、正祇)  
井出藤右衛門殿

(後略)

寛文5年10月の人馬賃銭2割増は、『厳有院殿御実紀』の寛文5年12月22日条に「けふ品川。板橋。千住の駅に。あらためて高札を建らる。その文は猶旧のごとし」とあるように年内に解除された<sup>(17)</sup>。

## 2 中山道

寛文5年10月8日、江戸幕府は全12か条からなる中山道宛の宿駅取締り令を出した<sup>(18)</sup>。第1～10条は万治3年3月令を逐条に書き分けた内容が中心である。すなわち、時間や天候に左右されない人馬継立の実行、宿立人馬は50人・50疋であるので、諸大名1家に対する継立は25人・25疋までとし、その他は残りの25人・25疋で対応する、乗物は人足6人持ち、山乗物は4人持ち、歩行荷物は5貫目まで、長持ちは10貫目は2人持ち、20貫目は4人持ち、30貫目は6人持ちとし、超過した場合は持ち送り禁止、5貫目までは軽尻と同じ駄賃とし、超過した場合は本馬と同じ、夜間の軽尻は本馬扱い、人馬賃銭2割増と宿泊代の増額は通達済みである、というものである。この通達済みという表現は、後述の10月28日付の廻状が、国廻り役が調査に入った際には既に到着している筈ということを前提とした表現である。

中仙道伝馬宿申渡書留させ可申覚  
一人馬昼夜共ニ風雨之節も無滞可出之事、  
一壺宿ニ御伝馬五拾疋之積りにて、諸大名  
壺人え其日貳拾五疋宛相立、其外ハ順々  
ニ一日ニ貳拾五疋定出シ可申旨、先年被  
仰付を以其通ニ候間、往還之面々え其断  
申達、右之外出シ申間敷候、人足五拾人  
之御定貳拾五人宛右同断、  
一乗物六人之賃取可申事、

一山乗物は四人之賃同断、  
 一歩行荷老人五貫目迄持送り可申候事、  
 一長持拾貫目は式人、式拾貫目は四人、三  
 拾貫目は六人、其より重キ荷物ハ持送仕  
 間敷候事、  
 一五貫目迄ハから尻同前ニ駄賃銭取可申  
 候、其より重キ荷物ハ本駄賃銭可為同前  
 事、  
 一夜二入、から尻馬ハ本駄賃銭同前ニ可取  
 之事、  
 一本銭ニ式割増之駄賃銭取候義は、先達て  
 従此方申遣候事、  
 一薪賃にて泊銭之事、右同前、  
 一道中宿々にて、高木伊勢守者と申輩有之  
 ハ、とらへ置、此方へ可申越候、伊勢守  
 者にて候ハ、死罪ニ可申付候、他所之  
 者偽候て伊勢守者と申候ハ、従公儀急  
 度可被申付候間、何時も左様ニ相心得、  
 とらへ置、注進可致事、  
 一如東海道、遊女・博奕御停止之旨堅被申  
 付、弥五人与致判形置可申旨、庄屋・問  
 屋ニ可被申付事、  
 右之通中仙道宿々え被申渡書留させ可被  
 申候、以上、

寛文五年十月八日

第11条は、道中奉行高木守久の配下と名乗  
 る者が宿々にいた場合は捕らえて通報するこ  
 とを命じている。事実であれば死罪、身分詐称  
 であれば厳罰というのである。これは道中奉行  
 の配下が実態として宿々に派遣されていない  
 ことを前提としたものであろう。

第12条は、東海道と同様、遊女の抱え置き  
 と博奕の禁止を厳命し、五人組の判形を取るこ  
 とを庄屋・問屋に通知している。

1か月後の11月8日には、宿駅取締り令に  
 ついて宿側が提出する手形の雛形を中山道に  
 向けて出した<sup>(19)</sup>。特に遊女と博奕打については紛らわしい行為を禁止している。

申上ケ申手形之事

一今度改被 仰付候遊女・博奕打堅御停止

之旨被仰渡候、畏入老人成共、宿中ニ指  
 置申間敷候、尤博奕打ハ不及申、少成共  
 猥之義仕間敷候、并不断召遣之下女、如  
 御意絹布之類、帯・ゑりニもいたさせ申  
 間敷候、右之旨相背申候ハ、五人与共  
 ニ急度曲事ニ可被仰付候、為後日仍如件、

寛文五年十一月八日 問屋 判  
 庄屋 判  
 年寄 判

此通ニ手形判形いたし、宿々え支配いたさ  
 れ候衆え渡置、重て從江戸被参候奉行え可  
 相渡候、必失念有間敷候、重て御高札被遣  
 候内、右之旨堅可相守申事、

奥書では江戸から幕府役人が派遣され、添高  
 札が配布される旨が記されている。その文面  
 は、宿駅取締り令と手形の雛形を発した間の寛  
 文5年10月28日付で中山道に発せられた。美  
 濃国中津川宿の『古来入用書付留帳』には次の  
 ようにある<sup>(20)</sup>。

中仙道江申遣候覚

一本荷之駄賃銭并から尻馬・人足賃共ニ、  
 只今迄取来候本銭ニ式割増之積り相加  
 江取可申候、尤多少も所々ニ而本銭ニし  
 たかい可申候、

木銭ニ而泊り銭之事

主人老人拾六文 内四文ハ今度之増  
 馬老疋拾六文 内四文ハ今度之増  
 其外下々老人六文 内式文ハ今度之増  
 板橋方守山迄宿附有り

右宿々此書面を書留、順々ニ先々江遣し、  
 守山江参着候ハ、連判之内へ此書付指上  
 ケ可申候、添札相立候迄ハ令遅滞之間、其  
 内此書面之趣往還之面々へ申達、駄賃銭并  
 宿賃銭共ニ増候旨可申達候、以上、

寛文<sup>(五)</sup>四年十月廿八日

高 伊勢守  
 妻 彦右衛門  
 岡 豊前守

板橋方守山迄宿付有

宿々 問屋・庄屋中

これまで紹介した3通の廻状は国廻り役が大津宿から反転し、東海道との合流地である草津宿から中山道を東下する日程を勘案して出されたのであろう。

近江彦根藩領である高宮宿では、『御条目之写』のなかに廻状として到着した宿駅取締り令を写したうえで、雛形にしたがって宿役人が署名した手形を控えとして残している<sup>(21)</sup>。

さらに『宿方明細記』には、国廻り役が1か宿に2～3日ずつ宿泊して調査を実施、さらに絵図の提出を求めたことが次のように記されている<sup>(22)</sup>。

一寛文五年巳ノ十一月二堀又右衛門様・原田(長頼)正之衛門様御兩人宿々ニ二三日程宛御逗留被成、道中絵図被仰付、相認、同十二月ニ江戸江持参申様ニと絵図御奉行様方御廻状廻り、四ヶ宿一同ニ持参仕、小出八郎兵衛様被召連、高木伊勢守(道中奉行 守久)様御座敷ニ而絵図御披見ニ入、所々御尋之御請申上候(後略)

彦根藩領の愛知川・高宮・鳥居本・番場宿では国廻り役が訪れた翌月の寛文5年12月、完成した絵図を彦根藩役人と同道のうえで江戸の道中奉行所に持参し、奉行自身の質問に答えたのである。

国廻り役に提出した宿方明細書上帳は、『江州犬上郡高宮宿町』という表題で、表紙は寛文5年11月12日付であるが、末尾の署名は同月3日付である<sup>(23)</sup>。内容は、宿高や宿役人数に加え、高宮宿内の板橋・石橋の長さ、往還から分岐する脇道、鳥居本宿までの間の村については距離・家並み・人数、助馬村については村数と村高・人数・町並み・馬数が記載してある。地理情報が詳細であるのは絵図の提出を求めたからであろう。

覚

一高宮宿、高式千九百式拾三石六斗二升町通之長、七町拾六間  
家数四百九拾八軒  
此わけ

式拾五疋 御伝馬役之者  
式拾五人 歩行役之者  
問屋権衛門、庄や四郎右衛門・次兵衛・孫兵衛、四人ハ町中ノ諸役引申候、  
馬指式人 是も町中ノ諸役引申候、  
組頭式人 右同断  
定仕四人 右同断  
残テ四百三拾六人

内年寄左近兵衛・太郎右衛門・市郎右衛門・左十郎

此四人ハ諸役年寄役共ニ仕候、

一御高札南之入口ノ壱町拾六間目下り、左ノ方東向ニ立申候、御高札ノ北之町はつれ迄六町、

一御飛脚米九石壱升九合、毎年被下候、

一高宮宿南之入口ノ三町半過長式間半之板橋有、其きわに下り、右ニ多賀石之鳥井有、其ノ拾間過長式間半之板橋あり、宿之末ニ長壱間之石橋あり、其ノ六町拾式間過下り、左ニ彦根道あり、其ノ三拾間過、大堀村、高六百五拾九石、町之長三町、家数七拾式軒、但城下迄壱里六町有(中略)小野村、高五百拾石、町通之長三町半、家数五拾五軒、其ノ壱町拾間過、長壱間半之板橋あり、其ノ四町廿五間過、鳥居本町、

一鳥居本江壱里半

四拾文 廿七文 式拾文

内式文ハ大堀川小板ノ増

助馬寄申村数之覚

一枝村、高五百九拾六石、町通之長三丁、家数三拾五軒、馬式疋、是ハ高宮宿ノ南通り道筋高宮ノ壱里拾町、

名主三郎兵衛

一四つや村、家数四軒

(6か村分略)

此八ヶ村者、石高三千六百三拾式石、家数四百式拾式軒、馬数拾一疋、是者高宮ノ南往還通、

一大堀村、高六百五拾九石、町通之長三

町、家数七拾貳軒，馬三疋，  
此壺ヶ所，是者高宮と北往還通，  
一助馬之郷，三拾七ヶ村，石高五万四千六百拾壹石，家数四千七拾三軒，馬数百五拾七疋，  
村数合四拾六ヶ村，

此内往還通九ヶ村・脇在郷三十七ヶ村  
石高合六万八千八百貳拾五石六斗貳升  
家数合五千六拾五軒  
馬数合百九拾六疋

内式十五疋高宮御役馬  
寛文五乙巳年十一月三日

高宮町

問や

権右衛門

(後略)

助馬村については、総計46か村が高宮宿を中心に南往還通の8か村、北往還通の1か村の合計9か村と脇在郷の37か村に書き分けてある。往還通村々についてより詳細、脇在郷村々について簡略な記載になっている。これは高宮宿にとっての重要度のちがいを表現したものであろう<sup>(24)</sup>。

美濃笠松代官支配地である垂井宿の宿方明細書上帳は、『在々御地頭并石高道法付帳』という表題で、寛文5年11月付である<sup>(25)</sup>。垂井宿の領主・宿高・町並みに続けて、「垂井町え人馬助村郷之覚」として9か村の領主・村高・家数・馬数が書き上げてある(表1)。その次には、奥書にある「江戸より被為仰付、其宿より式里四方之在々御地頭様石高并道法書上」に相当する37か村が書き並べてある。距離だけを基準としたことから、そのなかには中山道赤坂宿(1里18町)・関ヶ原宿(1里14町)や美濃路大垣宿(2里18町)も含まれている。最後が「垂井町領内之道作り分之在々覚」となっている。

美濃加納藩領である美江寺宿の宿方明細書上帳は、『濃州本巢郡美江寺宿町』という表題で、寛文5年11月15日付である<sup>(26)</sup>。美江寺宿から前後の宿までの人馬賃銭、宿高・町並み・

家数・宿役人数に続けて、高宮宿同様に間の村の様子が書き上げてあり、次に「助馬村付」として17か村の領主・村高・家数・馬数が書き上げてある(表2)。

尾張藩領である美濃国中津川宿の場合は、『古来入用書付留帳』のなかに、寛文5年10月28日付の人馬賃銭2割増令と同年11月8日付の宿駅取締り令、宿方明細書上帳に相当する「仲仙道濃州恵那郡中津川町覚書」が寛文5年12月26日付で書き込まれている<sup>(27)</sup>。

宿方明細の内容は、中津川宿から前後の宿までの2割増賃銭と往還の様子、山道による乗物・山乗物の人足数増員に関する記述からはじまり、定助・大助に関して次のようにある。

(前略)

一定助無御座候、并大助村之儀、中津川・落合両町江道法四里半之内之村々高八千三百貳石五斗七升四合、寛永拾七辰年(美濃国奉行 義政)岡田将監様(干カ)被仰付候通りに今助人馬御用之時寄申候御事、

(後略)

つまり中津川宿には定助はなく、大助は寛永17年(1640)に美濃国奉行岡田義政に命ぜられた4里半以内に所在する中津川・落合宿に付属した助人馬村がつとめているというのである<sup>(28)</sup>。

その後は、地代役・飛脚米・拝借金や宿役人に対する幕府からの扶持米がないこと、宿役人数・宿立人馬数・宿高・家数が続いている。

高島藩領である信濃国下諏訪宿では宿駅取締り令に続けて、これに対する請書の手形が寛文5年11月25日付で宿役人により署名されている<sup>(29)</sup>。宿方明細書上帳は『信州諏方郡下諏方町』という表題で、11月24日付である<sup>(30)</sup>。したがって、この両日に国廻り役が調査を実施したのであろう。

宿方明細書上帳の内容は美江寺宿とほぼ同様であるが、定助と助馬という言葉がならんでいる。

(前略)

一拾七疋 定助岡野屋村 是ハ下諏方町

表1 中山道垂井宿の助馬村(寛文5年11月)

領 主	村 高	距 離	村 名	家 数	馬 数
美濃笠松代官支配	1,361石	1里7町	栗原村	68軒	25疋
同	1,057石	1里23町	荒川村	48軒	17疋
同	285石	28町	綾戸村	26軒	7疋
館林藩領	1,049石	1里24町	室原村	56軒	35疋
同	618石	1里	嶋村	26軒	9疋
大垣藩領	1,471石	1里11町	長松村	91軒	12疋
館林藩領	2,798石	23町	俵佐村	130軒	53疋
近江信楽代官支配	588石	同	同村	18軒	15疋
尾張藩領	1,120石	1里7町	十六村	32軒	16疋
旗本稲葉氏知行所	530石	19町	青野村	28軒	11疋
合 計	10,878石		9か村	523軒	200疋

出典 「在々御地頭并石高道法付帳」『垂井町史』史料編(昭和43年10月,垂井町)104~105頁。村高については石以下,距離については町以下を省略した。

表2 中山道美江寺宿の助馬村(寛文5年11月)

領 主	村 高	距 離	村 名	家 数	馬 数
大垣藩領	608石	10町	森村	25軒	8疋
同	238石	15町	福嶋村	13軒	3疋
館林藩領	480石	5町	拾五条村	23軒	4疋
同	1,496石	15町	本田村	81軒	19疋
同	600石	20町	馬場村	33軒	6疋
同	660石	15町	拾九条村	35軒	6疋
同	884石	10町	拾八条村	43軒	15疋
加納藩領	687石	15町	拾四条村	48軒	21疋
同	906石	20町	軽海村	43軒	11疋
同	767石	1里21町	見延村	31軒	25疋
同	507石	26町	宗慶村	11軒	7疋
同	868石	20町	小柿村	87軒	30疋
同	1,109石	26町	高屋村	70軒	26疋
同	787石	23町	生津村	39軒	23疋
同	346石	1里8町	又丸村	21軒	9疋
尾張藩領	1,006石	5町	拾七条村	47軒	7疋
大垣藩領	520石	5町	宮田村	26軒	4疋
合 計	12,426石		17か村	676軒	224疋

出典 「濃州本巢郡美江寺宿町」『岐阜県史』史料編 近世7(昭和46年3月,岐阜県)36~38頁。村高については石以下を省略した。

## 三ヶ壺役儀馬

(中略)

下諏方町江助馬覚  
 村合拾五ヶ村  
 石高合六千八百八拾五石三升六合  
 家数合四百五拾九軒  
 馬数合百五拾五疋  
 (後略)

すなわち、定助は岡野屋村が宿立馬50疋の3分の1に相当する17疋をつとめ、助馬は村高合計6,185石余の15か村、459軒が155疋をつとめているというのである。馬数は合計172疋である。

定助という言葉との比較からすると、上記の助馬は、大助と言ひ換えることが可能であろう。

信濃国長窪宿には宿方明細書上帳に相当する寛文5年11月付の「甲府宰相様御領分信州小県群長窪町覚書」がある<sup>(31)</sup>。

宿方明細の内容は中津川宿とほぼ同様である。定助・大助については次のようにあり、領主の交代にともない大助の村々が入れ替わったことが記されている。

(前略)

一定助、高ハ同長窪古町石高千貳百六拾石八斗七升貳合、家数百三軒之所ニて御座候御事、

一大助、高ハ先年者酒井日向守様御領分ニ丸子・塩川・長瀬と申石高合三千九百三拾七石貳斗貳升壺合之所ニて御座候、御領分替り甲府宰相様御領分ニ罷成候へ而ハ、同御領佐久群石高合八千貳百拾三石三斗之所ニ御座候御事、

(後略)

近江・美濃・信濃に所在する宿々の宿方明細には、助馬・定助・大助という言葉が並んでいる。その傾向を大別すれば、寛永期の助馬令により助馬村が設定された中津川宿を境に、高宮・垂井・美江寺宿では助馬とあることに対し、中津川・下諏訪・長窪宿では定助・大助とあるのである。

## 3 美濃路

東海道と中山道を結ぶ美濃路は、東海道側から辿れば、尾張国熱田宿から分岐して名古屋―清須―稲葉―萩原一起と続き、木曾川を越えて美濃国に入り、墨俣―大垣を経て中山道垂井宿に合流する。

『大垣宿問屋留書』にある廻状の宿付は、寛文2年正月9日付の人馬賃銭改定指令書では「名古屋・清須・稲葉・萩原・小越<sup>(起)</sup>・墨俣・大垣」が列挙してある<sup>(32)</sup>。同文の指令書は中山道にも出されているので<sup>(33)</sup>、美濃路と中山道は別々に取り扱われていたことになる。

寛文6年2月16日付の道中奉行廻状でも次のように同様である。ここでも美濃路の名古屋から大垣までを独立した宿付としているのである。

寛文六年丙午

高木伊勢守様御書、二月廿五日ニ参着仕候写

尾州名古屋より濃州大垣海道え申遣覚

一本荷之駄賃并軽尻馬・人足賃共ニ、只今迄取来候本銭ニ貳割増之積り相加取可申候、尤多少ハ所々ニて本銭ニしたかひ可申事、

一主人壺人拾六文 内四文ハ此度之増  
 一馬壺疋拾六文 内四文ハ此度之増  
 一其外下々壺人八文 内貳文ハ此度之増

名古屋 清須 稲葉・小沢一宿  
 萩原 起 墨俣 大垣  
 右宿々此書面を書留、順々先々え送、大垣へ参着候は、此書付此方へ差上ケ可申候、

添札相立候迄は令遅滞之間、其内此書面之通往還之面々え申達、駄賃并泊り銭共ニ増候旨申達、可取之者也、以上、

午ノ二月十六日

高 伊勢守

御印判

尾州名古屋より濃州大垣迄



右宿中  
庄屋中  
問屋中

ところが寛文6年3月12日付で道中奉行が出した「中仙道筋え送状を以申遣覚」では、美濃路は中山道の宿付のなかに含まれ、継送の方法が指定されている。

(前略)

板橋 蕨(中略) 赤坂  
樽井 大垣 墨俣 起  
萩原 小沢・稲葉一宿 清須  
名古屋 関ヶ原 今須  
柏原 醒井 番場  
鳥本(鳥居本) 高宮 愛知川  
武佐 守山

右宿々此書面を書留、順々先々へ遣、守山え参着候は、此書付此方へ可指越候、返し申節、関ヶ原より樽井迄遣、赤坂より仲仙道通り可指越候、態々人を越候ニは不及候、以上、

午三月十二日

高 伊勢守

問屋中  
右宿中 庄屋中

すなわち、廻状は板橋宿から守山宿まで継走し、道中奉行所に戻す際に垂井宿から美濃路大垣宿へ廻し、名古屋宿から反転してきたら今度は大垣宿から中山道赤坂宿に継いで、江戸へ返却することが明記してあるのである。

廻状の継走方法にだけ着目すれば、寛文6年3月から美濃路が中山道の付属街道になったと判断できる。

しかし『大垣宿問屋留書』には、寛文5年10月8日付の中山道宛宿駅取締り令や11月8日付の請書となる手形の雛形が記載してあるので、付属街道化は寛文5年から始まっていたのである。

美濃路大垣宿では、上記の2通の廻状に続けて、国廻り役が次のような人馬賃銭2割増に関する注意を与えている。

堀又右衛門様・原田小右衛門様御  
口上にて被仰渡候覚

一本海道之外、宿々より入里脇道之分は、此度被仰付候二割増之駄賃銭取申間敷候旨、堅可申付との被仰付候、

口上にて面命された日付は『大垣宿問屋留書』には記されていないが、同書にある宿方明細書帳に相当する「今度中仙道筋宿々え被仰出候ヶ条書ニ付、美濃大垣町より書上申覚」が寛文5年霜月9日付であるから、この前後であることは確実である。

大垣宿が作成した宿方明細の内容は中津川宿とほぼ同様で、定助については「定助村ト宛り申儀ハ無御座候、馬入用次第(大垣藩主 戸田氏直)止殿領分より被申付候」とある。

大垣宿は寛永年間に助馬村が設定されており、同じく助馬村が指定されたことが明らかな中津川宿の宿方明細の記載方法に準ずれば、上記引用の後半部分は大助に関する記述とみなしてよいだろう。

## おわりに

以上、寛文5年の国廻り役の行動について、東海道と中山道を取り上げ、美濃路については中山道への付属街道化という観点を加味して検討した。要約と展望を述べて結びとしたい。

東海道に対する国廻り役の派遣は、東海道問屋一同の人馬賃銭値上げに対する訴願がきっかけであった。江戸幕府は人馬賃銭2割増と宿泊代の増額を実施し、問屋扶持米の給付を開始した。このうち割増と増銭を記した添高札の配付は国廻り役が担当し、給付開始については宮崎政康・雨宮正種が幕府代官を通じて伝達したのであろう。

幕府は、国廻り役が東海道における職務を終了する日程を勘案して、「中仙道伝馬宿書留させ可申覚」とその請書となる手形の雛形、人馬賃銭2割増の触書を中山道・美濃路に対し順次廻状として出した。

国廻り役は中山道・美濃路に入ると、「中仙道伝馬宿書留させ可申覚」に対する請書を提出させ、あわせて宿方明細の書上や宿絵図、さらには人馬賃銭の値上げに関する注意を与えた。宿方明細の書上のなかに間の村や宿からの距離等、地理情報が詳細であったのは、宿絵図を提出させるからであった。

宿方明細の書上のなかには助馬や定助・大助に関する情報も当然含まれていた。しかし実態としては、宿絵図を含むさらに詳細な調査であったことは、これまで述べたとおりである。

平川新氏は、寛文5年の調査が中山道・美濃路において見られるだけだと指摘したが、調査はまさに中山道・美濃路を対象としたのであり、おなじ国廻り役が派遣されてはいたが、東海道とはその目的がまったく異なっていたのである。

『柳営補任』の大目付の項目において、道中奉行を兼ねた高木守久の経歴に寛文5年7月から中山道を管轄したとあるのは、上記のような中山道・美濃路に対する政策の本格化を表現したものであろう。特に廻状の宿付について検討したように、寛文5年から中山道の付属街道化が美濃路では開始されたのである。

寛文5年から始まった中山道・美濃路に対する政策は翌6年にも継続している。そのひとつが『大垣宿問屋留書』にみられる寛文6年5月の人馬賃銭値上げにともなう脇道とその人馬賃銭に関する調査である。これについては後日としたい。

## 註

- (1) 平川新「助郷制度の確立課程」『近世日本の交通と地域経済』（平成9年11月、清文堂出版）。
- (2) 『大日本近世史料 柳営補任二』（平成9年9月覆刻、東京大学出版会）16頁。
- (3) 「御条目書」『御嵩町史』史料編（昭和62年3月、御嵩町）446～447頁。
- (4) 『柳営補任』の記載に時として誤りがあり、取扱いに注意が必要であることは、松本剣志郎「江戸幕府道奉行の成立と職掌」『地方史研究』349号（平成23年2月、地方史研究協議会）15頁

に指摘がある。

- (5) 深井雅海「江戸幕府初期の側衆について」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和57年度（昭和58年3月、財団法人徳川黎明会）。
- (6) 「宿方助成金受領請書」『神奈川県史』資料編9近世（6）（昭和49年3月、神奈川県）5頁。
- (7) 北島正元『江戸幕府の権力構造』（昭和39年9月、岩波書店）323頁。
- (8) 「浜松宿御役町由来記」『浜松市史』史料編1（昭和32年12月、浜松市役所）307頁。
- (9) 『改訂 日本経済叢書第1巻 民間省要』（大正12年5月改訂第1版、大鑑閣）534頁。
- (10) 『新訂 寛政重修諸家譜』第22（昭和63年正月、続群書類従完成会）260・338頁。
- (11) 「厳有院殿御実紀」巻31『新訂増補国史大系第四十一巻 徳川実紀第四篇』（平成10年12月新装版、吉川弘文館）548頁。
- (12) 前掲註（8）と同じ。
- (13) 「伝馬町旧記録」『新編 岡崎市史』史料近世上7（新編岡崎市史編さん委員会、昭和58年3月）55頁。
- (14) 『新訂 寛政重修諸家譜』第16（昭和60年3月、続群書類従完成会）259頁、同第14（昭和59年3月、続群書類従完成会）277頁。
- (15) 「池鯉鮒宿本陣御宿帳」『新編 知立市史』5（平成23年3月、知立市）11頁。
- (16) 『静岡県史』資料編13近世5（平成2年3月、静岡県）52頁。戸塚・藤沢宿宛は前掲註（9）『民間省要』535頁、藤川・岡崎・池鯉鮒・鳴海・熱田宿宛は『尾張藩古義 大垣藩座右秘鑑』（昭和15年、一信社出版部）13～14頁。
- (17) 前掲註（11）「厳有院殿御実紀」巻31、556頁。高札は『御当家令条』249号。
- (18) 「大垣宿問屋留書」『岐阜県史』史料編近世7（昭和46年3月、岐阜県）、21頁。『御触書寛保集成』（昭和33年1月、岩波書店）には寛文5年11月付で「中仙道伝馬宿申渡」として収録してある。
- (19) 「大垣宿問屋留書」前掲註（18）『岐阜県史』史料編近世7、21～22頁。
- (20) 「古来入用書付留帳」『中津川市史』中巻別編（昭和54年4月、中津川市）1090頁。
- (21) 「御条目之写」『新修 彦根市史』第7巻史料編近世2（平成16年3月、彦根市）585～586頁。
- (22) 「宿方明細記」前掲註（21）『新修 彦根市史』第7巻史料編近世2、586～587頁。
- (23) 「江州犬上郡高宮宿町」前掲註（21）『新修 彦根市史』第7巻史料編近世2、607～609頁。引用に際し、ミセケチを省略し、書き直し部分を採用した。
- (24) 速断は禁物であるが、往還通村々を定助、脇在郷村々を大助と表現することも可能であろう。
- (25) 「在々御地頭并石高道法付帳」『垂井町史』史料編（昭和42年10月、垂井町）103～107頁。

- (26)「濃州本巢郡美江寺宿町」前掲註(18)『岐阜県史』史料編近世7, 35～39頁。
- (27)「古来入用書付留帳」前掲註(20)『中津川市史』中巻別編1090～1092頁。「中山道伝馬宿へ申渡書留可申覚」は、手形の雛形の日付を採用している。
- (28)「中津川・落合宿御用伝馬録」前掲註(18)『岐阜県史』史料編近世7, 398～399頁。
- (29)『長野県史』近世史料編第3巻南信地方(昭和50年2月, 長野県史刊行会)858～859頁。
- (30)「信州諏方郡下諏方町」前掲註(29)『長野県史』近世史料編第3巻南信地方859～861頁。
- (31)「甲府宰相様御領分信州小県郡長窪町覚書」『長野県史』近世史料編第1巻(2)東信地方(昭和47年3月, 長野県史刊行会)851～852頁。
- (32)以下, 大垣宿に関しては「大垣宿問屋留書」前掲註(18)『岐阜県史』史料編近世7, 9・18・21～26頁。
- (33)「古来入用書付留帳」前掲註(20)『中津川市史』中巻別編1089頁。

